コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Howa Machinery,Ltd.
最終更新日:2016年7月6日
豊和工業株式会社
代表取締役社長 坂野 和秀
問合せ先:052-408-1120
証券コード:6203
howa@howa.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性の確保が重要課題であると認識しています。このため、業務執行に関する重要事項については、取締役会において意思決定を行っています。但し、取締役会から委任された事項については代表取締役社長が意思決定を行なう体制となっています。また、執行役員会において執行報告を受ける体制にしています。さらに、意思決定の迅速化を図るため、常務会を開催し、経営の重要案件を審議しています。
また、代表取締役社長の諮問機関として、独立性の高い社外取締役2名を含む監査等委員である取締役と役付取締役で構成される指名報酬諮問会を設置しており、諮問会での意見を取締役の報酬、評価、新任取締役の選任に反映させています。

・当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とする事により、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。
また、監査等委員である取締役は、取締役会、常務会、執行役員会その他重要会議に出席し、取締役の業務執行状況について法令順守及び企業倫理の観点からも充分な監査を継続的に行なう体制をとっています。

・内部統制面については、事業活動における法令遵守、業務の適正及び効率性を確保するため、内部監査規程、コンプライアンス規程などの社内規程の運用・整備に取り組み、今後一層の企業統治機能強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 】
当社は、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境整備の一環として、議決権の電子行使の検討を行いましたが、現時点では、費用対効果の点から議決権の電子行使の採用は見送ることといたしました。
また、議決権電子行使プラットフォームの利用や株主総会招集通知の英訳については、外国人の当社株式保有比率が一定の割合を超えた段階で、対応の検討を行う予定であります。

【補充原則1-2-5】
当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めていません。
今後は実質株主の要望や全国株懇連合会のガイドラインを参考にしつつ、対応を検討していきます。

【原則1-4】
当社は、純投資目的以外の目的で保有する株式、いわゆる政策保有株式については、業務提携、取引の維持・強化および株式の安定化等の目的で保有することを基本的な方針としています。
同株式の継続保有、および買増しや処分の要否は、政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを経理担当取締役が毎年検証し、取締役会で検討しています。
政策保有株式に係る議決権行使に関しては、政策保有している目的のみで判断せず、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、長期的な企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。
なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の行使基準を設けていません。

【原則4-2】
当社の業務執行取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と役付報酬、個人業績が反映される評価報酬、業績連動報酬である賞与で構成されています。
当社の業績は、外的要因によって大きく左右されることが多く、評価の客観性、公平性を保つことが難しいことから、現状では中長期的な業績に連動した報酬の導入に至っていません。
今後役員報酬の再検討を進める中で、中長期的な業績に連動した報酬の導入について検討を進めてまいります。

【補充原則4-2-1】
自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度について、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-8-1】
当社の独立社外取締役2名は、いずれも監査等委員である取締役であり、常勤の監査等委員である取締役と連携を取って監査監督業務に当っています。独立社外取締役が2名と少ないことと、監査等委員である常勤取締役を含めた監査等委員会として監査業務を行うことから、現状では独立社外取締役のみで構成する会合の開催は予定していません。
今後、独立社外取締役が増員される等の環境変化が発生した場合には、同会合の開催を検討します。

【補充原則4-8-2】
当社の独立社外取締役は、監査等委員である取締役として2名在籍しています。2名と人数が少ないこと、常勤の監査等委員である取締役が監査等委員会委員長として経営陣との窓口の役割を担うことから、当面筆頭独立社外取締役は設置しません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】
当社は、純投資目的以外の目的で保有する株式、いわゆる政策保有株式については、業務提携、取引の維持・強化および株式の安定化等の目的で保有することを基本的な方針としています。
同株式の継続保有、および買増しや処分の要否は、政策保有についてそのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを経理担当取締役が毎年検証し、取締役会で検討しています。
政策保有株式に係る議決権行使に関しては、政策保有している目的のみで判断せず、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、長期的な企業

価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。
なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の行使基準を設けていません。

【原則1-7】
当社は、取締役や主要株主等、当社と一定の関連のある当事者との取引（関連当事者間の取引）は、関連当事者との間の特殊な関係から、不適切な条件で取引が行われる可能性があること、粉飾決算に用いられる可能性があることなどから、該当する取引がある場合には、会社や株主共同の利益を害することのないよう、重要な事項について計算書類の個別注記表や有価証券報告書に記載して開示しています。
当社は、関連当事者間の取引を行う場合、必要に応じて内部監査委員会による取引審査を受けた後、各規程で定められている基準に従って、各取引の諾否の決定を行っており、会社に不利益とならない体制としています。
特に、取締役と会社間の利益相反取引及び競業取引については、監査等委員会に事前に承認を求めた後、取締役会での承認事項としています。

【原則3-1】
(i)当社は、経営理念や中期経営計画を当社ホームページ、決算説明会資料及び年次報告書にて開示しています。
(ii)当社は、コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。
(iii)当社の業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の決定の方針に関しては、報酬規程を設け、それに従って決定しています。また、代表取締役社長の諮問機関として、独立性の高い社外取締役2名を含む監査等委員である取締役と役付取締役で構成される指名報酬諮問会を設置しており、諮問会での意見を業務執行取締役の報酬に反映させています。
(iv) 業務執行取締役については、代表取締役社長との定期的な面談や監査等委員である取締役との面談の中で業績や目標についての評価を行い、監査等委員である取締役と役付取締役で構成される指名報酬諮問会において意見聴取をした上で、公正で納得性の高い取締役評価を行っています。
代表取締役社長は、これらの評価に基づいて各取締役の重任の可否、新任取締役登用の際には執行役員を含む経営陣幹部の中から候補者を選任すべく検討を行った上で、取締役会に次期業務執行取締役体制を提案しています。
また、監査等委員である取締役についても、法務・財務関連業務の専門的な知識や企業経営における豊富な経験を有している者を候補者として選任し、取締役会に次期監査等委員である取締役体制を提案しています。
(v)当社は、取締役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則4-1-1】
当社の取締役会への議案の付議基準は、取締役会規程・取締役会運営内規によって「決議事項」及び「取締役会決議により代表取締役社長に委任する事項」としてそれぞれ具体的に定められています。
なお、その概要については有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に開示しています。

【原則4-8】
当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の基準に基づく独立社外取締役2名を選任しており、監査等委員である取締役として取締役の監査監督を担っています。

【原則4-9】
当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の基準に基づいて独立社外取締役を選任しており、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等にて独立性判断基準を開示しています。

【補充原則4-11-1】
当社の取締役は、全社を掌握する代表取締役、事業部門で各事業を所管する業務執行取締役、総務部門で管理業務等を所管する業務執行取締役、取締役等の監査監督を担う監査等委員である取締役で構成されています。
監査等委員である取締役で構成される監査等委員会は、過半数を社外取締役とする必要がありますので、当社では現在2名の独立性の高い社外取締役が在籍しています。
業務執行取締役の選任は、監査等委員である取締役と役付取締役で構成される指名報酬諮問会の意見を尊重した上で、代表取締役社長との面談結果などを踏まえて選任することを基本的な考え方としています。
監査等委員である取締役については、常勤取締役は社内で管理部門の業務経験があり総務財務等の知見がある者、社外取締役は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の独立性基準を満たした独立性が高く、且つ経営や法務などの専門性を持った人材を選任し、監査監督業務が確実に遂行できる体制を取るようにしています。

【補充原則4-11-2】
当社の取締役が他社の取締役を兼務する場合は、当社取締役としての職務を果たす上で支障のない合理的な範囲に留めるべく努めております。
また、役員兼務状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書を通じ毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3】
当社の取締役会は、2名の独立性の高い監査等委員である社外取締役を含む全取締役が活発な議論を行っており、経営上重要な案件の意思決定と業務執行の監督を適正に行うための実効性の確保に努めています。また取締役会全体の実効性についてのアンケートを全取締役に実施し、分析・評価をして取締役会で報告しています。
当社では、業務執行取締役については、年2回の代表取締役社長との定例面談を通じて取締役としての自己評価に加え担当業務の課題や業績についても認識を共有する機会を設けています。また、監査等委員である取締役についても、代表取締役社長との面談の中で自己評価と取締役会全般に関する意見聴取を行っています。
これらのプロセスを経て評価した結果、当社の取締役会の実効性に問題はないと判断していますが、今後更なる向上に努めてまいります。

【補充原則4-14-2】
当社は、
1:企業価値の向上に繋がる外部機関による研修会や、経済団体や金融機関が主催するセミナー等への参加
2:東京証券取引所のeラーニングの活用による経営に係る知識や考え方の取得
3:自己啓発による各自の取り組みのサポート
などを、取締役に対するトレーニングの基本的な方針としています。

【原則5-1】
当社は、持続的な成長と企業価値向上のために、日頃から株主との対話が重要であると認識しており、年2回のアナリスト・機関投資家向け決算説明会の開催、年1回の個人投資家向け企業研究セミナーの開催とともに、投資家からの要請に応えた工場見学会やミーティング、取材にも可能なかぎり応じるようにしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率　10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	524,760	4.18
株式会社みずほ銀行	376,056	2.99
豊和工業協力グループ持株会	280,502	2.23
豊和工業従業員持株会	280,373	2.23
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	256,285	2.04
株式会社三菱東京UFJ銀行	243,948	1.94
三井住友信託銀行株式会社	217,200	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	202,000	1.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	168,500	1.34
明治安田生命保険相互会社	150,000	1.19

支配株主(親会社を除く)の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部、名古屋 第一部

決算期　3 月

業種　機械

直前事業年度末における(連結)従業員数　500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高　100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
勝田　匡彦	他の会社の出身者								△			
渡邉　一平	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝田　匡彦	○	○	―――	<招聘理由> 企業経営における豊富な経験と見識があるため。 <独立性に関する考え方> 当社と勝田匡彦氏の間において、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないため、独立性が高いと判断しています。
渡邉　一平	○	○	―――	<招聘理由> 長年に亘り弁護士として活躍されており、法律知識が豊富であるため。 <独立性に関する考え方> 当社と渡邉一平氏の間において、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないため、独立性が高いと判断しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の使用人は置いていませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は内部監査委員会の内部監査部門より人選を行い、その任に当てるものとしています。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、監査等委員会の職務補助に従事している間は、専ら監査等委員会の指揮命令に従い、指示を実行するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門及び経理部門の4者で定期的に情報の交換を行っています。
・内部監査規程に基づき、代表取締役社長または内部監査委員長の指示で、内部監査委員会が調査及び報告を行う体制としています。
また、別途、監査等委員である取締役も常勤の者が中心となり、内部監査部門と連携しながら対応することとしています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問会	6	0	4	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬諮問会	6	0	4	2	0	0	社内取締役

補足説明

―

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度について、必要に応じて検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は連結報酬等の総額が1億円以上の取締役が存在しないため、個別報酬の開示は行なっていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の業務執行取締役及び監査等委員である取締役の報酬等の決定の方針に関しては、報酬規程を設け、それに従って決定しています。
また、代表取締役社長の諮問機関として、独立性の高い社外取締役2名を含む監査等委員である取締役と役付取締役で構成される指名報酬諮問会を設置しており、諮問会での意見を業務執行取締役の報酬に反映させています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補助すべき専任の使用人は置いていませんが、社外取締役に対して、事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて事前に議案の内容を説明する等、取締役会が円滑に進むよう、総務部が適宜補助を行っています。
また、社外取締役の監査監督に関する調査等については、内部監査委員会の事務局である企画調査室が適宜補助を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性の確保が重要課題であると認識しています。このため、業務執行に関する重要事項については、取締役会において意思決定を行っています。但し、取締役会から委任された事項については代表取締役社長が意思決定を行なう体制となっています。また、執行役員会において執行報告を受ける体制にしています。さらに、意思決定の迅速化を図るため、常務会を開催し、経営の重要案件を審議しています。

（監査等委員会）
当社の監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成されており、とくに社外取締役によるモニタリング機能を重視することにより、経営の健全性の維持・強化を図っています。その主たる職歴は会社経営者、弁護士であり、それぞれの知見と経験を生かし、経営全般について取締役の職務執行をチェックしています。

（内部監査委員会）
内部監査部門としては、内部監査委員会を設置し、定期及び不定期に内部業務監査を実施しています。監査等委員会との連携に関しては、常勤の監査等委員の定期的な内部監査報告会等への出席を通じて、相互に監査の質的向上を図っています。

（会計監査人）
会計監査については、当社と監査契約を締結している栄監査法人から会計監査を受けています。
監査等委員会と会計監査人の連携に関しては、監査等委員会は会計監査人の監査計画や重点監査項目をあらかじめ確認するとともに適宜会計監査に立ち会うなどして、必要に応じて会計監査人との間で意見交換を行っています。

（指名報酬諮問会）
代表取締役社長の諮問機関として、独立性の高い社外取締役2名を含む監査等委員である取締役と役付取締役で構成される指名報酬諮問会を設置しており、諮問会での意見を取締役の報酬、評価、新任取締役の選任に反映させています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年6月25日の定時株主総会における定款変更の承認を受けて監査等委員会設置会社に移行いたしました。
構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年発送の招集通知は法定期日より6営業日前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年開催の定時株主総会においては、集中日の1営業日前に開催しています。
その他	招集通知発送前に招集通知データをWEB開示しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年6月に個人投資家向けにIR説明会を開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回　決算説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社のホームページ内のIRサイトにて、決算情報、適時開示情報、有価証券報告書等の情報・資料を掲載しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「行動基準」に定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・本社工場においてISO14001の認証を取得し、環境と調和した事業活動を推進しています。 ・稲沢工場地内の遊休部分を利用した太陽光発電事業を開始し、自然環境に優しい「再生可能エネルギー」の普及促進に努め、企業の社会的責任としての環境負荷低減活動を行っております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および当社子会社から成る企業集団（以下、「グループ」といいます）の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

・グループ各社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
グループ各社は、事業活動における法令、定款、社内規則および企業倫理の遵守を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定する。
グループ各社の役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを充分認識して業務遂行にあたるよう、「行動基準」を定め、マニュアルの配布等を通じて周知徹底する。
また、グループ各社を対象とした内部通報制度を設けて、役職員がコンプライアンス違反行為を知ったとき、または自らの行動について判断に迷うときは、内部通報窓口へ通報・相談するものとし、通報者に対して、不利な取扱いを行わない。

・当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、稟議書、重要会議の議事録その他職務執行に係る文書・情報を「文書保存規程」等の社内規則に従い適切に保存・管理する。

・グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、輸出管理および災害等に係るリスクの予防・管理を行うため、「リスク管理規程」を制定するとともに、リスク管理委員会を設置してリスク管理体制を構築する。
また、当社は、子会社に対し、経営上の重要事項について当社への報告または承認を義務づけ、グループ各社全体としてリスク管理を行う。

・グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、「職務権限規程」に基づく責任と権限および意思決定ルールにより、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。
当社は、グループ各社を管理する担当部署を設置し、グループ各社の職務執行が適正かつ効率的に行われるために必要な管理を行う。
グループ各社は、年度予算を設定し、当該予算を達成するために効率的な職務執行を行う。

・グループ各社における業務の適正を確保するための体制
当社は、他社との取引、会計処理等の業務活動が会社の経営方針、法令・社内規則に従い適正かつ効率的に行われているかを監査するため、「内部監査規程」を制定するとともに、内部監査委員会を設置して、グループ各社に対する内部監査を実施し、グループ各社の業務の適正を確保する。
また、当社は、子会社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告させるとともに、経営上の重要事項が発生した場合は直ちに報告させる。

・当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務は、内部監査部門が補助する。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、補助業務に関して、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動および人事評価については、監査等委員会の意見を尊重する。

・グループ各社の取締役、使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員は、重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じてグループ各社の取締役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。
また、グループ各社の取締役、使用人等は、グループ各社に著しい影響を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告することとする。
内部監査委員会は、監査等委員会に対し、内部監査の結果および内部通報の状況を定期的に報告することとする。

・当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な事業活動を行う上で、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することとし、不当要求には断固として応じないという考え方のもとに、「行動基準」に反社会的勢力への対応について明示し、「行動基準」を役職員全員へ配布することにより、徹底を図っています。
また、総務部を対応部署として、平素から、公益財団法人暴力追放愛知県民会議、愛知県企業防衛対策協議会の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しています。

Ⅴ その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレートガバナンス体制図

